

一般廃棄物処分業許可更新申請 提出書類一覧表

更新時

No.	提出書類
1	一般廃棄物収集運搬業等許可更新申請書
2	処理施設概要書（様式9）
	付近の見取図
	処理工程図
3	保管計画書（様式10）
4	搬入予定事業所調書（様式11）
5	処分契約書の写し（変更がある場合のみ）
6	処分作業計画書（様式12）
7	従業員調書（様式4）（一宮市内における業務に従事するもののみ）
8	施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類（廃棄物処理法第8条第1項の規定に該当する場合）
9	事業に関する資格等の書類（前回の申請時から変更がある場合のみ）事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式14）
10	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式14）
11	金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを有する書類
12	今後3年間の事業にかかる収支計画書（様式15）
13	申請者が法人である場合には、法人登記簿謄本【原本】及び原本証明をした定款の写し又は寄附行為の写し（個人である場合には本籍地記載の住民票の写し【原本】）
14	申請者が法人である場合には、直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書ならびに法人税、法人県民税、法人事業税、法人市民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
15	申請者が個人である場合には、資産に関する調書（様式16）ならびに直前2年の所得税、個人事業税、市県民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
16	役員等名簿（様式17）
17	申請者が廃棄物処理法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の本籍地記載の住民票の写し【原本】
18	申請者が法人である場合には、廃棄物処理法第7条第5項第4号次に規定する役員の本籍地記載の住民票の写し【原本】
19	申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の本籍地記載の住民票の写しもしくは登記簿の謄本【原本】
20	申請者に廃棄物処理法政令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の本籍地記載の住民票の写し【原本】
21	会社履歴書（前回の申請時から変更がある場合のみ）
22	誓約書（様式6）
23	申立書（様式7）

2 4	承諾書（様式 8）
2 5	当該処理及び保管施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（生活環境影響調査書）。ただし、廃棄物処理法第 15 条の 2 の 4 の規定によるもので、過去に行った産業廃棄物処理施設設置許可等申請時と変更のない施設については、その際に提出した書類の写しに代えることができる。（変更がある場合のみ）
2 6	環境保全対策を記載した書類【上記により必要な場合】（変更がある場合のみ）
2 7	関係各課等との事前調整結果報告書（様式 1 8）（廃棄物処理法第 8 条第 1 項の規定に該当しない場合）。ただし、同法第 15 条の 2 の 4 によるものについては、新規建設ではないため他機関との事前調整を行う必要はない。（変更がある場合のみ）

（注 1）申請書類は 2 部（正・副）提出すること。（副本はコピーで可）

（注 2）一般廃棄物処理施設設置許可を受けたものについては、その許可証の写しを添付すること。

（注 3）廃棄物処理法第 15 条の 2 の 4 の規定により一般廃棄物を処理する場合には、「産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出に関する受理書」、「産業廃棄物処理施設設置許可証」、「産業廃棄物処理業許可証」の写しを添付すること。

（注 4）処理施設概要書や保管計画書などの各提出事項について、前回の申請時から内容に変更がある場合は、別途変更届を提出してください。変更届の提出の際に必要な書類に関しては、別紙をご参照ください。審査の結果、未届の変更があった場合に変更届の提出を指示することがありますので、許可の申請時に変更の届出の忘れがないかご確認をお願いします。

（担当）一宮市 環境部 廃棄物対策課（野田・平山）

〒491-0201 一宮市奥町字六丁山 52 番地 電話 0586-45-5374

【別紙】内容に変更がある場合に提出が必要なもの（変更届の提出の際に必要な書類）

変更内容（例）	提出書類
事業場の所在地の変更	変更届書
	当該土地の登記簿謄本【原本】（申請者が所有権を有しない場合には、土地の賃貸借契約書等の写しも添付）なお、賃貸借契約書が建物にかかるものである場合には、建物の登記簿謄本【原本】も添付すること。
	公図（施設、保管場所の位置を記載する）
	隣接する土地の所有者の承諾書（公道等を挟んでいる土地は不要）
処理施設概要書の内容の変更	変更届書
	処理施設概要書（様式9）
	付近の見取図
	事業場内見取図（施設の設置場所及び処理する廃棄物の保管施設を明示されているもの）（変更がある場合のみ）
	施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図（縦断面及び横断面）、構造図（付帯設備の構造図を含む）及び設計計算書（変更がある場合のみ）
	処理工程図
保管計画書の内容の変更	変更届書
	保管計画書（様式10）
	保管施設の平面図、立面図、構造図（変更がある場合のみ）
従業員の増加または減少	変更届書
	従業員調書（様式4）（対象の従業員のみを記載）
	従業員の雇用を証する書類（増員分のみ）
保有機材の変更	変更届書
	保有機材調書（様式13）
社名（氏名）、代表者、住所、会社役員や監査役員の変更	変更届書
	申請者が法人である場合には、法人登記簿謄本及び原本証明をした定款の写し又は寄附行為の写し（個人である場合には本籍地記載の住民票の写し）
	役員等の本籍地記載の住民票の写し
	役員等名簿（様式17）
	履歴書（変更のあった役員分）
	誓約書（様式6）
	申立書（様式7）
	承諾書（様式8）

上記は変更の一例です。提出資料に関してご不明な点等ございましたら、廃棄物対策課までご相談ください。